

大妻中学高等学校「いじめ防止基本方針」

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止等のための対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校は、上記理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

本いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という）は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条1項の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめ防止基本方針の策定等

1 いじめ防止基本方針の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価

2 組織の設置

（趣旨）

本校に、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置する。関係者がチームで対応することが重要であることに鑑み、組織の名称をチーム対応本部（以下「本部」という。）とする。

（構成）

校長、教頭、主幹、教務主任、生徒指導主任、相談室（スクールカウンセラー）、保健室（看護師）等

（設置期間）

本部は、常設の機関とする。

（所掌事項）

本部は、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の取り組みを所掌し、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担う。

第2 いじめの防止

1 学校法人大妻学院の取り組み

学校法人大妻学院は、ハラスメント（言動等により他の者に不快な思いや脅威を感じさせたり、不利益を与えることを指す）が行われた場合の対処機関として、ハラスメント対策室を設置して被害の救済と問題解決にあたっており、いじめに関して生徒から相談等あった場合にも、適切に対応する。

2 本校の取り組み

(1) いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

(2) 道徳教育及び体験活動の充実

生徒に対して、いじめの防止等のために、生徒の道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(3) 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめ防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

第3 いじめの早期発見

1 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

2 定期的な調査その他必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

3 生徒の把握

教職員は、生徒の行動面・対人関係面の变化等を注意深く観察するなど、生徒の把握に努める。

第4 いじめへの対処

1 いじめの疑いのある事案を把握した時の措置

いじめの通報（本人・保護者の訴え等）またはいじめの発見（教職員の気づき等）があった場合は、最初に情報に接した教職員が本部に報告する。本部は、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。事案がいじめと判断された場合には、本部は、事案に対する処置を協議、決定する。

2 いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた生徒等への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。必要に応じて、教室以外の場所で学校生活を送るなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

(2) いじめを行った生徒等への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。必要に応じて、学級等の全体への指導も行う。

(3) 保護者間での情報の共有等

保護者による生徒への指導を通じていじめの再発防止を図るとともに、保護者同士のトラブルを防ぐため、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

(5) 防止策の見直しと大妻学院との連携

いじめ防止策を見直すと共に、大妻学院ハラスメント防止対策室との連携を図り、思春期の生徒の心身の健全な育成に必要な助言を得る。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

いじめ防止対策推進法第 28 条に規定される重大事態が生じた場合、本部はその旨を直ちに校長に報告し、それを受けて、校長は学校法人大妻学院及び東京都私学部に速やかに報告する。

(2) 重大事態の調査

学校長からの報告を受けた学校法人大妻学院は、本校と協議の上、重大事態に関する調査を行う（事案によっては、学校法人大妻学院の判断の下、本校のみで調査を行う）。

(3) 重大事態への対処

上記調査の報告を踏まえ、本校は、関係者のプライバシーに配慮しつつ、大妻学院ハラスメント対策室と連携しながら、迅速かつ適切に重大事態に対処する。

第 5 学校の基本方針の評価

大妻学院ハラスメント防止対策室との連携を図り、学校の基本方針を定期的に評価し、必要に応じて見直しを図る。